

保険証

勤務先の健康保険や後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人以外は必ず国民健康保険に加入しなくてはなりません。加入ややめるときは14日以内に届出が必要です。

※届出の際は本人確認書類をお持ちください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	職場の健康保険などをやめたときや、被扶養者からはずれたとき	<input type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	子どもが生まれたとき	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	生活保護を受けなくなったとき	<input type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	外国籍の人が加入するとき(在留期間が3ヶ月を超える人)	<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	職場の健康保険に加入、又は被扶養者になったとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 加入した職場の保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	死亡したとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 喪主の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書
	生活保護を受けるようになったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 保護開始決定通知書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	町外に住所登録をしている学生が卒業等で学生でなくなったとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(㊟表示のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ※職場の健康保険に加入した場合は、加入した職場の保険証
その他	世帯主、住所、氏名、続柄等を変更したとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	修学のために他の市町村へ転出しても親元の国保に加入するとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 転出先の住民票 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	保険証を紛失、汚損したとき	<input type="checkbox"/> 破損した保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード

主な給付 ※いずれも申請が必要です

療養費	医師が必要と認めた補装具や、やむをえず保険証を提示できずに支払った医療費などは、申請により認められた場合、自己負担分を除いた額を世帯主に支給します。
高額療養費	同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を世帯主に支給します。*
出産育児一時金(妊娠12週以上の死産・流産を含む)	国民健康保険の加入者が出産をしたとき支給しますが、申請により世帯主に支給する方法と、出産育児一時金直接支払制度の利用により、支給額を限度として、町から直接病院等へ分娩費用に充てて支払う方法があります。(病院等の窓口で申請してください。)
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡した場合、葬儀を行った人に支給します。

※医療機関窓口にて提示することにより、同月内の、同医療機関での入院、外来の窓口支払額が自己負担限度額までになる、「限度額認定証」又は「限度額・標準負担額減額認定証」を申請により交付いたします。(国保税に未納がない世帯)

保健事業

特定健診、人間ドックの助成を行っています。

交通事故にあったとき

交通事故でけがをした場合でも、国保で診療を受けることができます。その際は必ず国保に連絡し、「第三者行為による傷病届」及び警察が発行する「事故証明書」を提出してください。医療費は加害者が全額負担するのが原則なので、国保が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

国保の給付が認められないものまたは制限されるもの

- 病気とみなされないもの(人間ドック、予防注射、正常な妊娠・分娩、歯列矯正等)
- 業務上のけがや病気(労災保険の対象となります)
- 故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔による傷病等

後期高齢者医療制度

住民課 高齢者医療年金係
☎64-7702

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一つとして、平成20年4月に発足した制度です。県内全ての市町村で構成される広域連合により運営され、町の国民健康保険や健康保険組合などと同じ、独立した医療保険制度です。

制度の対象者

- 75歳以上の人(保険証は町から送られます)
- 一定の障害のある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人(申請が必要)

後期高齢者医療制度で受けられる給付

高額療養費

1ヶ月に支払った医療費の自己負担額が、限度額を超えた場合は、申請することで、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

自己負担限度額は世帯ごとに異なります。自己負担限度額によっては医療機関窓口にて提示することにより、同月内の同医療機関での入院、外来の窓口支払額が自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付いたします。詳しくはお問い合わせください

その他主な給付

- 療育費(補装具等)
- 高額介護合算療養費
- 葬祭費

保険料

「均等割額」と「所得割額」の合計となり、個人ごとに計算されます。算定方法は2年ごとに見直されます。

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額(等しく負担する分)} + \text{所得割額(所得に応じて決まる分)}$$

保険料の軽減

所得が低い人や職場の健康保険の被扶養者であった人は、保険料が軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

保険料の納付方法

- ①年金から差し引き(一定の基準あり)
 - ②口座振替(申込みが必要)
 - ③納付書払い(現金)
- ※年金からの差し引きによる納付を希望しない場合は、口座振替に変更することができます。

保健事業

健康の保持増進のため、しなやか健診、人間ドックの助成を行っています。

知っていますか?

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします

耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

(出典: (一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典: 厚生労働省)

オストメイト/オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典: (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

(出典: (公財) 日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典: (特非) ハート・プラスの会)

福祉医療費・国民年金

福祉医療費

住民課 国民健康保険係 ☎64-7702

福祉医療は、医療機関で診療を受けたときに支払う一部負担金(保険診療のみ※)、入院時食事療養費標準負担額を、町や県が助成する制度です。制度の利用には、福祉医療費受給資格者証(ピンク色)が必要となりますので、下記該当者は交付申請の手続きをしてください。

※差額ベッド代・診断書等、保険診療とならない部分は対象外です。

こども

高校3年生までの子ども(18歳到達後最初の年度末まで)

●必要なもの

- 子どもの保険証
- (県内転入の場合は)福祉医療交付状況証明書

ひとり親家庭等

18歳未満(18歳到達後最初の年度末まで)の児童を扶養しているひとり親家庭等(母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童等)

●必要なもの

- 該当者全員の保険証
 - 親の離婚の記載のある戸籍謄本等
 - 親の所得課税証明書
 - (県内転入の場合は)福祉医療交付状況証明書 等
- ※申請時の世帯の状況によって必要となる書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

重度心身障害者

身体障害者手帳1級・2級、障害者年金1級(相当)、療育手帳A判定、特別児童扶養手当1級に該当する障害を有する人

●必要なもの

- 保険証 障害の程度を証明する書類
- (県内転入の場合は)福祉医療交付状況証明書
- 本人・同居の扶養義務者の所得課税証明書

国民年金

住民課 高齢者医療年金係 ☎64-7702

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入しなくてはなりません。

加入者の種類	第1号被保険者	自営業・農業・学生など(厚生年金や共済年金に加入していない人)
	第2号被保険者	会社員・公務員など(厚生年金・共済組合などの加入者)
	第3号被保険者	会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

届け出先:役場窓口

こんなとき	必要なもの
勤め先を退職したとき(厚生年金や共済組合でなくなったとき)	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 離脱日がわかる証明
厚生年金や共済年金に加入している配偶者の健康保険の扶養から外されたとき	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 扶養喪失日のわかる証明
任意加入するとき	<input type="checkbox"/> 座届出印 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 預金通帳
保険料を納めるのが困難なとき(免除申請をするとき)	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票など(失業している場合)

届出先:配偶者の勤務先

こんなとき	必要なもの
配偶者の健康保険の扶養になったとき	詳しくは配偶者の勤務先にお問い合わせください

ライフスタイルが変わったら必ず届出を！

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届出には年金手帳のほかに添付書類が必要な場合がありますので、届出をする前にご確認ください。手続きをしないでそのままにしておくと将来年金が受けられなくなる場合がありますので、人生の節目には必ず届出をしましょう。

保険料について

保険料は2年を過ぎると納付できなくなり、年金がもらえなくなったり年金額が少なくなったりします。忘れずに納めましょう。

忙しくて、つい納め忘れてしまうという方には、口座振替が便利です。

さらに、保険料が割引される2年、1年もしくは半年等の前納制度もあり、大変お得です。

保険料免除制度とは

経済的な理由等で、保険料が納められない場合は、申請することにより保険料が免除されることもあります。お早めにご相談ください。

申請免除	申請し、承認されると所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1の免除を受けることができます。本人、世帯主、配偶者の前年所得で審査をします。
法定免除	障害者年金を受けている人や、生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出をすれば、保険料の全額免除を受けることができます。
学生納付特例	学生であるため、保険料を納めることができないときは、申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。特例を受けた期間は、資格期間としては計算されますが、年金額には反映されません。
若年者納付猶予	50歳未満の人で本人及び配偶者の所得が低く保険料の納付が困難な人は申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。猶予を受けた期間は、資格期間としては計算されますが、年金額には反映されません。

※免除された期間は10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。(ただし、3年目以降は加算額がつきます。)

